労働省令で定める書類を添付しなければならないものとする。（第二十九条の十七関係）

イ　有料老人ホームの名称及び設置予定地（⑵の登録の更新をする場合にあっては、当該有料老人ホームの名称及び所在地）

ロ　登録を受けようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地

ハ　法人である場合にあっては、その役員の氏名

ニ　未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び所在地並びにその役員の氏名）

ホ　入居させる者が該当する要介護状態区分その他厚生労働省令で定める介護等の供与が必要な状態に関する事項

ヘ　入居者に供与をする介護等の内容

ト　入居者に対する介護サービスの提供について介護サービス提供者と連携及び協力をする場合にあっては、当該連携及び協力に関する事項

チ　有料老人ホームの運営に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

リ　チに掲げるもののほか、有料老人ホームの設備及び運営に関する事項として厚生労働省令で定める事項

ヌ　その他厚生労働省令で定める事項

⑷　都道府県知事は、⑴の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、⑺により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならないものとする。（第二十九条の十八第一項関係）

イ　当該設置しようとする有料老人ホームにおける入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。

⑴　書面（当該書面の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をする場合においては、当該電磁的記録）による契約であること。

⑵　厚生労働省令で定める不当な条件を付さない契約であること。

ロ　当該設置しようとする有料老人ホームの設置者が、運営に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項を定めていること。

ハ　当該設置しようとする有料老人ホームが、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの設備及び運営について都道府県の条例で定める基準に適合していること。

⑸　都道府県が⑷ハの条例を定めるに当たっては、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームに配置する職員及びその員数、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの入居者の指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の適切な利用及び当該利用のための連絡調整その他の便宜の提供の適切な確保に関する事項並びに登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの運営に関する事項であって入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものについては厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。（第二十九条の十八第二項関係）

⑹　都道府県知事は、⑷の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けた有料老人ホーム（以下「登録有料老人ホーム」という。）の所在地の市町村長に通知しなければならないものとする。（第二十九条の十八第五項関係）

⑺　都道府県知事は、⑴の登録の申請があった場合において、申請者が、⑴の登録の申請前五年以内に有料老人ホームの事業に関し不正若しくは著しく不当な行為をした者であるとき等に該当するとき、又は⑶の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。（第二十九条の十九第一項関係）

⑻　⑴の登録は、登録有料老人ホーム登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとし、都道府県知事は、登録有料老人ホーム登録簿を一般の閲覧に供しなければならないものとする。（第二十九条の二十関係）

イ　⑶に掲げる事項（⑼において「登録事項」という。）

ロ　登録年月日及び登録番号

⑼　登録有料老人ホームの登録に関し、登録事項等の変更、廃止等、登録の抹消等、所要の規定を設ける。（第二十九条の二十一、第二十九条の三十～第二十九条の三十二関係）

⑽　登録有料老人ホームの設置者に関し、誇大広告の禁止、契約締結前における書面の交付及び説明等、所要の規定を設ける。（第二十九条の二十二～第二十九条の二十七関係）

⑾　３⑶の一部は、登録有料老人ホームの設置者について準用するものとする。（第二十九条の二十九関係）

⑿　登録有料老人ホームの設置者に関し、報告徴収及び立入検査、改善命令、事業停止命令、登録の取消し等、所要の監督規定を設ける。（第二十九条の二十八、第二十九条の三十三～第二十九条の三十六関係）

⒀　都道府県知事は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、登録有料老人ホームの登録及び登録有料老人ホーム登録簿の閲覧の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができるものとする等、指定登録機関に係る所要の規定を設ける。（第二十九条の三十七～第二十九条の四十九関係）

⒁　その他所要の改正を行う。

５　その他所要の改正を行う。

第７　社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

１　介護福祉士の養成施設等を卒業した者であって、介護福祉士でないものに付与される准介護福祉士の資格を廃止する。（附則第二条等関係）

２　その他所要の改正を行う。

第８　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正

平成二十九年度から令和十三年度までの間に介護福祉士の養成施設等を卒業した者は、当該卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年を経過する日までの間、介護福祉士となる資格を有するものとするほか、介護福祉士の養成施設等を卒業した者が、当該卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年を経過する日までの間継続して介護等の業務に従事した場合において、同日の翌日以後も引き続き介護福祉士となる資格を有するものとする措置の対象を平成二十九年度から令和八年度までの間に介護福祉士の養成施設等を卒業した者とする。（附則第六条の二第一項、第六条の三関係）

第９　生活保護法の一部改正

１　生活保護法による介護扶助の給付について、第２の16の登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援の創設に伴う所要の改正を行う。（第十五条の二第一項、第三項、第六項、第三十四条の二第二項、第五十四条の二第一項、別表第二関係）

２　その他所要の改正を行う。

第10　施行期日等

１　施行期日

この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑴　第１の１の一部、第５の１及び第８　公布の日

⑵　第２の８　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

⑶　第１の６、第２の３及び14⑶の一部並びに第６の３及び４　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

⑷　第１の３の一部、第２の２⑶及び16、第３の５、第４の４並びに第９の１　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

２　検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条関係）